

ID: 713

担当部署: 福祉課

<b>処分の概要</b>	知的障害者等を社会福祉主事等に指導させる措置の解除		
<b>法令名 根拠条項</b>	知的障害者福祉法 第16条第1項第1号		
<b>法令番号</b>	昭和35年法律第37号		
<b>【基準】</b>			
<p>法第16条第1項第1号の規定による。  (障害者支援施設等への入所等の措置)</p> <p>第16条 市町村は、18歳以上の知的障害者につき、その福祉を図るため、必要に応じ、次の措置を採らなければならない。</p> <p>(1) 知的障害者又はその保護者を知的障害者福祉司又は社会福祉主事に指導させること。</p>			
<b>備考</b>			
<b>設定年月日</b>	令和3年10月1日	<b>最終変更年月日</b>	年 月 日